

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

持続化給付金や家賃支援給付金などの収益計上時期

Q 今回の新型コロナの影響で売り上げが減少し、雇用調整助成金や持続化給付金などいろいろな給付金をいただきました。この給付金については、どのタイミングで収益に計上すべきでしょうか？

解説

給付金の計上時期については、支給決定通知を受けたとき、給付原因の事実があった日などその給付の内容によって異なります。

1. 経費支出の補填を目的に給付された給付金

雇用調整助成金は、休業手当という経費支出の補填的な性格があるため、「**給付原因（休業等）の事実があった日**」の属する事業年度で収益計上します。**具体的な給付額が未確定の状態でも見積り計上が必要となります**。経費補填の場合、経費を先に計上していますので、費用収益対応の原則から未収計上が必要となるという意味合いがあります。同様に扱われるものとしては、育児・介護費用助成金などが該当します。

「法人の支出する**休業手当等の経費を補填するために雇用保険法等の法令の規定等に基づき交付を受ける給付金等**については、**その給付の原因となった休業等の事実があった日の属する事業年度終了の日において**その交付を受けるべき金額が確定していない場合であっても、その金額を見積り、その事業年度の益金の額に算入するものとする。」（法人税法基本通達 2-1-42）

2. 経費支出の補填目的ではない給付金

持続化給付金は、事業全般に広く使えるため、経費支出の補填の性格がありません。この場合は、「**支給決定日**」の属する事業年度に収益計上します。ただし、支給決定の通知の前に入金するケースが多いため、**実務上は、「入金日」もしくは「支給決定通知書が届いた日」のいずれか早い方で収益計上します**。同様にあつかわれるものとしては、**感染拡大防止協力金、家賃支援給付金、IT 補助金などが該当します**。家賃支援給付金は家賃を補填するためのものですが、雇用保険等の規定により交付を受けるものではないため雇用調整助成金の取扱いとは異なります。

要するに…

新型コロナに伴う給付金等のうち、**雇用調整助成金だけが給付原因の事実があった日に計上します**。そのため、給付金の申請をして未入金のまま、決算をむかえる場合でも、見積で収益計上しないとイケないので、注意が必要です。